

令和元年11月15日
筑波大学

本学教員の懲戒処分について

令和元年10月29日付けで、本学の講師（40歳代男性）を下記のとおり懲戒処分しましたので、お知らせします。

記

1 処分の内容

諭旨解雇

2 処分事案の概要

被処分者は、自身が所属する学会が実施する試験の問題作成委員になっていたが、令和元年7月に、同学会所属の本学教員に作成途中の試験問題を漏えいした。

被処分者について、本学が懲戒審査を行い、令和元年10月29日付けで諭旨解雇とした。

その後、退職願の提出があったため、同年11月9日付けで退職を承認した。

なお、プライバシー保護の観点から、本学として、これ以上の公表は控えさせていただきます。

以上

学長コメント

本件は、学会に係ることであり、本学の業務に直接関係はありませんが、本学の教員がこのような事態を起こしたことは極めて遺憾であり、関係者の皆様に心からお詫び申し上げます。

今回の事態を真摯に受け止め、大学の社会的責任の重さを認識すると共に、本学教職員に対し、研究倫理の向上を図り、再発防止に向けた更なる啓発活動を行い、社会的信頼の維持・向上に努める所存です。

国立大学法人筑波大学
学長 永田 恭介